資　料　編

i　三笠市子ども・子育て会議条例

ii　三笠市子ども・子育て会議委員名簿

iii　三笠市子ども・子育て支援事業計画策定での検討経過

iv　子ども・子育て支援法（抜粋）

v　子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

資 料 編

ｉ． 三笠市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、三笠市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（会議の任務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第 77 条第１項各号に規定する事務を処理するほか、市長が必要と認める事項を調査審議する。

（委員の定数）

第３条　委員の定数は、15 人以内とする。

2　委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 法第６条第２項に規定する保護者

(3) 法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 事業主を代表する者

(5) 労働者を代表する者

(6) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の互選等）

第５条　子ども・子育て会議に会長１人及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会議の議長となり会務を処理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第６条　子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

（会議の定足数）

第７条　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決定する。

（部会の設置）
第8条　子ども・子育て会議に部会を置くことができる。
2　部会の委員は、子ども・子育て会議の委員のうちから会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。
4　部会長は、部会の会務を処理する。
5　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから会長の指名する者がその職務を代理する。
6　第6条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第6条、前条及び前条第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、第6条及び前条第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、前条及び前条第2項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
（会議の庶務）
第9条　子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て担当課において処理する。
（委任）
第10条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則
（施行期日）
第1条 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
（三笠市非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正）
第2条 三笠市非常勤特別職職員報酬等条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表中「民生委員推薦会　　委員長　〃 3,400円、委員　〃 2,900円」を
「民生委員推薦会　　委員長　〃 3,400円、委員　〃 2,900円
子ども・子育て会議　　会長　　〃 3,400円、委員　〃 2,900円」に改める。

ⅱ．　三笠市子ども・子育て会議委員名簿

令和２年３月現在

No	団　　体　　名	役職	氏　　名	備　　考
1	三笠市教育研究所	所長	松 井　　牧 子	学識経験者
2	三笠市総務福祉部保健福祉課	課長	赤 間　　克 彦	保健・医療関係者
3	三笠市教育委員会学校教育課	課長	音 羽　　英 明	教育関係者
4	三笠市校長会	会長	伊　藤　孝　一	教育関係者
5	三笠市 PTA 連合会	監査	曽 我　　隆 信	子育て支援関係者
6	三笠市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	豊　島　治　代	子育て支援関係者
7	三笠市児童館	主査	森 川　　浩 子	子育て支援関係者
8	三笠市立三葉保育所	所長	仲 村　　睦 美	子育て支援関係者
9	三笠市商工会	理事	岡 本　　政 人	事業主代表
１０	連合北海道三笠地区連合会	会長	菅 谷　　吉 隆	労働者代表
１１	保護者		野見山　朋秀	保育所利用保護者
１２	保護者		小 笠　　直 美	中学校利用保護者

ⅲ.　三笠市子ども・子育て支援事業計画策定での検討経過

年　　月	項　　目	内　　容
令和元年 9 月 20 日(金)	第１回子ども・子育て会議開催	趣旨・経過説明、計画策定スケジュール等について
令和元年 11 月 25 日(月)	第２回子ども・子育て会議開催	量の見込み　他について
令和２年 ２月	計画案に対する意見募集	
令和２年 ３月	計画書印刷・配布	

ⅳ．子ども・子育て支援法（抜粋）

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

（施設型給付費の支給）

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。） が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、及び前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 支給認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。

7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条　第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（ 平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。） の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一　認定こども園　第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二　幼稚園　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三　保育所　第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3　市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条　第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2　前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3　市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。

5　前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であって、第一項の申請に係る地域型保育事業所（ 所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。） について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があったものとみなす。

一　所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき　当該確認がされた時

二　所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき　被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時

6　所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

１０ 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

v　子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

○子ども・子育て支援新制度基本事項関係

●子ども・子育て関連３法

①「子ども・子育て支援法」（以下、法といいます。）

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

●市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を言い、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになります。（法第61条）

●市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

法第77条第１項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言います。

○認定こども園・幼稚園・保育所関係

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。（法第27条）

●幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管します。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られます（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）

※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言います。

●施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

●特例施設型給付

支給認定日以前に特定教育・保育を利用した場合や、特別利用保育又は特別利用教育を利用した場合の給付。（法第28条）

※特別利用保育：3歳以上の教育認定子どもに対して保育を提供することです。

特別利用教育：3歳以上の保育認定子どもに対して教育を提供することです。

○地域型保育事業関係

●地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）

●特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言います。（法第29、43条）

●地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

●特例地域型保育給付

支給認定日以前に地域型保育を利用した場合や、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した場合の給付。（法第30条）

※特別利用地域型保育：3歳以上の教育認定子どもに対して地域型保育を提供することです。

特定利用地域型保育：3歳以上の保育認定子どもに対して地域型保育を提供することです。

●小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）

●家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）

●居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）

●事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）

〇認定関係

●保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第9条）

●認定区分

・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

●保育標準時間認定（2号・3号認定）

主にフルタイムの就労を想定した保育認定

保育利用時間は、平均２７５時間／月

●保育短時間認定（2号・3号認定）

主にパートタイムの就労を想定した保育認定

保育利用時間は、平均２００時間／月

●教育標準時間認定（1号認定）

１日３～４時間の幼児教育の時間

〇その他

●確認制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、１号認定子ども、２号認定子ども、３号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条）

※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行います。

●地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）

●従うべき基準

適合しなければならない基準。

法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。

●参酌すべき基準

十分参照した上で判断しなければならない基準。

法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されます。

●公定価格

「保育の必要量」や施設の所在する地域等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額。

認定こども園、幼稚園、保育所の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定します。

※施設型給付を受けない幼稚園はこれまでと同様、各園で保育料（授業料）を決定します。

三笠市子ども・子育て支援事業計画
（第２期）

令和２年３月

発行：三笠市総務福祉部福祉事務所
〒068-2192　北海道三笠市幸町２番地
電話：01267（2）3995　FAX：01267（2）3167